

四日市市選管規則第1号

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月2日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則

四日市市選挙管理委員会規則（昭和41年四日市市選管規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第18条 事務局長は、委員長の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。 (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）及び桜財産区管理会条例（昭和30年四日市市条例第8号）の定める各種選挙の管理及び執行に関する事務 (2) 公職選挙法、漁業法及び桜財産区管理会条例に定める選挙人名簿に関する事務 (3)から(9)まで （略）	第18条 事務局長は、委員長の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。 (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、 <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）</u> 、漁業法（昭和24年法律第267号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）及び桜財産区管理会条例（昭和30年四日市市条例第8号）の定める各種選挙の管理及び執行に関する事務 (2) 公職選挙法、 <u>農業委員会等に関する法律</u> 、漁業法及び桜財産区管理会条例に定める選挙人名簿に関する事務 (3)から(9)まで （略）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第18条第2号の規定は、平成27年9月4日から適用する。

（選挙管理委員会事務局）